



# 鳥取県公報

平成16年 2月13日(金)  
第 7 5 5 9 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>告 示</b>	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (93) (協働推進室) .....	1
	生活保護法による介護機関の指定 (94) (福祉保健課) .....	2
	土地改良法による換地計画の決定 (2件) (95・96) (耕地課) .....	2
	土地収用法による事業の認定 (97) (管理課) .....	3
	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (98) (審査課) .....	4
<b>調達公告</b>	一般競争入札の実施 (管財課) .....	5
	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) .....	7

## 告 示

### 鳥取県告示第93号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成16年4月2日までの間、鳥取県企画部協働推進室において公衆の縦覧に供する。

平成16年 2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日  
平成16年 2月 2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 因幡万笑の会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
西村 俊二
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市南安長一丁目10 - 9
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、高齢者・児童・障害者に対して、社会福祉に関する事業を行い、地域社会貢献に寄与することを目的とする。

**鳥取県告示第94号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年 2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町2083	デイサービスセン ターよねはら	米子市米原八丁目 69	通所介護	平成16年 1月 14日
〃	〃	グループホーム よねはら	〃	痴呆対応型共 同生活介護	〃

**鳥取県告示第95号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東郷地区（第3工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成16年 2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 縦覧に供する期間  
平成16年 2月13日から20日間
- 縦覧に供する場所  
東郷町役場
- 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第96号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東郷地区（第4工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成16年 2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 縦覧に供する期間  
平成16年 2月13日から20日間

## 3 縦覧に供する場所

東郷町役場

## 4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第97号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 起業者の名称

西伯町

## 2 事業の種類

介護研修施設建設事業

## 3 起業地

(1) 収用の部分 西伯郡西伯町大字落合字中田地内

(2) 使用の部分 なし

## 4 事業の認定をした理由

## (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

介護研修施設建設事業（以下「本件事業」という。）は、介護研修者を受け入れるための施設を整備するものであり、土地収用法（以下「法」という。）第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

## (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である西伯町は地方公共団体であることから、本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

## (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、特別養護老人ホームゆうらくの隣接地（以下「本件土地」という。）に介護研修者のための研修施設等を整備するものである。

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 本件事業は、介護者が介護に対する不安感を解消し、町民が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、介護者が要介護者を介護するためのノウハウを習得すること等を目的として研修施設等を整備するものであり、今後一層高齢化が進む中で福祉の増進に寄与するものと見込まれる。

イ 本件事業は鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではなく、起業地選定に当たっては周辺環境へも十分配慮されていることから、本件事業により失われる環境上の利益は軽微なものと考えられる。

ウ 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で最小限度の範囲であると認められる。

エ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、事業に必要な面積が確保できることを、交通の利便性が良好であること、地域農業への影響が小さいこと、宿泊施設として使用するため衛生環境が良好な場所であること等を条件に3つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして本件土地が選

定されている。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、高齢者等を介護する者への知識及び手法の普及並びに介護者の負担の軽減を図るためのものであり、緊急に整備すべき事業と認められ、本件土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件業務は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

西伯郡西伯町大字倭482

西伯町国民健康保険健康管理センターすこやか

**鳥取県告示第98号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成16年2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委任させた事務

河川法（昭和39年法律第167号）第32条第1項に規定する流水占用料等及び同法第74条の規定に基づく延滞金の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県県土整備部河川課

課長補佐 加賀田 啓

課長補佐 山田 和成

水政係長 信田 義実

鳥取県鳥取地方県土整備局総務課

課長補佐

兼総務係長 由井 律秀

主 任 山口 明子

主 事 秋本 大志

主 事 高尾 真理

鳥取県鳥取地方県土整備局維持管理課

課 長 藪田美知男

課長補佐 貴谷 暢夫

主 幹 藤井 知郎

副 主 幹 尾西 一

副 主 幹 田中 昭夫

副 主 幹 吉田 寿明

主 任 津村 博史

主 事 井嶋 泰雄

主 事 杉原 裕行

主 事 福田 昌弘

土木技師 田中千加良  
土木技師 梅原 健  
土木技師 川本 信也

### 3 委任期間

平成16年 2月16日から同年 3月31日まで

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 調達内容

#### (1) 件名及び数量

鳥取県庁舎で使用する電気の供給 年間使用予定電力量4,588,000 kwh（平成13年度から平成15年度までの各月の平均使用実績の電力量に機器の増加等の補正を行い、算出しているものであり、天候等により変動する。）

#### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

#### (3) 供給期間

平成16年 4月 1日から平成17年 3月31日まで

#### (4) 供給場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁舎

#### (5) 入札書の記入方法等

入札金額は、入札説明書に記載する方法に従って計算し、入札説明書に示す予定契約電力及び使用予定電力量に応じた基本料金の単価及び電力量料金の単価により算出した年間の合計金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、燃料の価格変動に伴う調整は、しないこととする。

### 2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年鳥取県告示第64号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成16年 2月27日（金）午後5時までに鳥取県出納局出納課に提出すること。

(3) 平成16年 2月16日から同年 3月24日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7年 7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者で

あること。

- (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。
- (5) 電気の供給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県総務部管財課

### 4 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部管財課電気係(第二庁舎1階 管財課分室)

電話 0857-26-7773(直通)

- (2) 入札説明書の交付方法

#### ア 直接交付する場合

- (ア) 交付期間及び時間

平成16年2月13日(金)から同月27日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間。

- (イ) 交付場所

- (1) の場所

#### イ 郵送による場合

平成16年2月13日(金)から同月20日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時までの間に(1)の問合せ先に郵送による交付を希望する旨を申し出ること。

- (3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

平成16年3月24日(水)午前10時(郵便等による入札書の受領期限は、平成16年3月23日(火)午後5時)  
鳥取県庁第二庁舎 営繕入札室

### 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成16年3月15日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、入札は行わない。

## 8 Summary

## (1) Nature and quantity of the products to be purchased

Electricity for the Tottori Prefectural Government Office building 4,588,000 kwh

## (2) Delivery period

From 1 April,2004 through 31 March,2005

## (3) Delivery place

1 - 220 Higashimachi, Tottori - shi, Tottori 680 - 8570 Japan

## (4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 p.m. 15 March, 2004

## (5) Date and time for tender submission :

10 : 00 a.m. 24 march, 2004 Deadline for the submission of tenders by registered mail : 5 : 00 p.m. 23 march, 2004

## (6) Please contact :

Property Management Division

General Affairs Department, Tottori Prefectural Government

1 - 220 Higashimachi, Tottori - shi, Tottori 680 - 8570 Japan

TEL 0857 - 26 - 7773

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博



## 1 調達内容

## (1) 件名及び数量

鳥取県警察本部交通管制システム保守委託業務 一式

## (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

## (3) 履行場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部交通管制センター ほか

## (4) 履行期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

## (5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

## (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 平成15年鳥取県告示第76号（物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、役務に係るものを有する者であること。

## (3) 平成16年2月13日（金）から同年3月24日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## (4) 電気工事業又は電気通信工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

## (5) 平成11年度以降に交通安全施設保守委託業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県警察本部会計課

## 4 入札手続等

## (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680 - 8520 鳥取市東町一丁目220（平成16年2月23日以降 鳥取市東町一丁目271）

鳥取県警察本部会計課管財係

電話 0857 - 23 - 0111（内線2236）（平成16年3月1日以降 0857 - 23 - 0110）

## (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成16年2月13日（金）から同月27日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時までの間交付する。

## (3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限るものとし、(1)の場所に郵送すること。

## (4) 入札及び開札の日時及び場所

平成16年3月24日（水）午後1時30分（郵便による入札書の受領期限は、同月23日（火）午後5時）

鳥取県警察本部庁舎2階入札室

## 5 入札者に要求される事項

## (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

## (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書



類を、4の(1)の場所に平成16年2月27日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and upkeep of Tottori Prefectural Police Headquarters Traffic Control System, 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5 : 00 PM 27, February, 2004

(3) Date and time for tender submission : 1 : 30 PM 24, March, 2004 (Deadline for the submission of tenders by registered mail : 5 : 00 PM 23, March, 2004)

(4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8520 Japan (On and after 23, February, 2004 1 - 271 Higashi - machi Tottori - shi), TEL 0857 - 23 - 0111(Extension telephone 2236)(On and after 1, March, 2004 0857 - 23 - 0110)

